

OS15-01

医療機関における携帯電話使用許可の現状

花田 英輔¹ 久保田 徹² 下川 宏明²¹ 島根医科大学医学部附属病院医療情報部² 九州大学大学院医学研究院循環器内科学

Permission of cellular-phone use in university hospitals

Eisuke HANADA¹, Tohru KUBOTA², Hiroaki SHIMOKAWA²¹Department of Medical Informatics, Shimane Medical University Hospital² Faculty of Medical Sciences, Kyushu University

1. はじめに

大規模医療機関では、これまで不要協等の指針[1,2]に従って携帯電話等の院内での使用を全面禁止してきたところが多い。しかし、携帯電話の更なる普及や、患者及びご家族の通信に対する要求はますます大きく、患者サービスの面から携帯電話の使用を許可する機関が現れている。

そこで、病院建物内での携帯電話の使用許可の現状調査を行った。その結果と、患者サービスとしての携帯電話を利用する可能性について報告する。

2. 携帯電話使用要求の背景

医療関係者、特に医師はできるだけ連絡がつく状況にあるべき職種であり、診療科によっては移動体通信を利用して24時間どこにいても連絡がつく体制を構築することが求められている。

また、患者向けに待ち時間や入院中における外部との通信体制を整備する要求が大きい。外来にあっては従来からの大学病院における待ち時間の長さに対する不満を和らげる策として、入院患者にとっては入院中の不安感と焦燥感を和らげる策として、通常保持している携帯電話による通信を可能とし、QOL(Quality Of Life)を高めるべきという要求が高まりつつある。さらに、病院建物の高層化などに伴い、見舞い客にとっても携帯電話による通信が建物外でしかできないことへの不満が顕著になっている。

これらの条件により、病院職員・患者・患者のご家族などから院内での携帯電話使用に対する要求が増加している。

低出力の方式(CDMA方式など)を採用した新しい携帯電話システムが普及しつつあることや、医用機器自身の妨害電波排除能力が向上しつつあると考えられていることも、携帯電話使用に対する要求が高まる要因となっている。

3. 調査内容

全国47(国立・公立・私立を含む)の大学病院にアンケート調査を行い、45大学から回答を得た。

調査内容は次の通りである。

- ・ 院内で携帯電話の使用を認めているか
- ・ (認めていない場合、)認めていない主な理由は何か

4. 結果

全国45大学中、6大学が部分的に携帯電話の院内使用を許可していた。内訳を表1に示す。また、許

可しない理由への回答を表2に示す。

表1 携帯電話の使用を部分許可している場所

許可している場所	回答数
待合室のみ	1
待合室・廊下のみ	2
エレベーター前のみ	2
個室病室のみ	2

表2 携帯電話の使用を許可しない理由(複数回答)

理由	回答数
医療機器の誤動作が不安	38
人工心臓ペースメーカーへの影響が不安	37
職員・患者が治療に専念できない恐れがある	8
その他(社会的に認められていないから)	1

5. 考察

不要協等の指針に従い、ごく限られた場所でのみ使用を許可している場合を除いて、多くの大学病院では携帯電話の使用を認めていない現状が明らかとなった。

しかし、患者サービスの観点からは移動体通信による対外通信手段の確保は大きな需要があることもまた確かである。これに対しては、医療機器の使用状況を調査するとともに注意書・監視体制を整備して、段階的に空間を区切って使用を許可したり、病棟のごく一部のスペースを電磁遮蔽ブース化して携帯電話使用可能な空間とするなどの対策をとることが可能であると考えられる。

参考文献

- [1] 不要電波問題対策協議会 / (社)電波産業会 / 郵政省「～医用電気機器への電波の影響を防止するため～携帯電話端末等の使用に関する調査報告書」(1997年4月)
- [2] (社)電波産業会 / 総務省「電波の医用機器等への影響に関する調査研究報告書」(2002年3月)